

第5章 総合考察

はじめに

第2章と第3章において、全国の盲学校におけるセンター的機能にかかる支援システム、センター的機能の実施状況とそれに伴う小・中学校等に在籍する視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援の状況に関して実態調査により整理し、課題を明らかとした。また、第4章においては、通常の学級に在籍している視覚障害のある児童生徒の学習状況等に関して、訪問調査により明らかとした。

本章では、これらについて総合考察を加えるとともに、課題として挙げられた事項についてその解決方策を提示することを試みる。

1. センター的機能にかかる校内支援体制について

第2章で述べたように各盲学校において地域支援のための専任者数をみると、約60%の学校では専任者を置いていない状況であった。また、専任者を置いていたとしても1名という割合が最も高かった。

専任担当者の配置については、通級指導教室を設置している場合においても同様の状況であり、専任者を配置している学校は僅かに1校に留まっている。

しかし、専任者を置いていない状況にあっても、兼任という形で担当者を複数配置し、地域支援を積極的に行っている状況が見て取れる。

また、予算措置については県費による割合が高く、多くの学校が何らかの形で出張等による外部支援に対する予算措置が講じられていた。

ところが、地域支援が充実すればするほど、それに伴う予算が十分ではなくなることになるが、これについても、各学校において管理職や事務担当者がやりくりをすることで、地域支援を続けている状況が伺えた。

このことは、各盲学校が人員の配置や予算措置が決して十分ではない状況にあっても、地域の視覚障害教育のセンターとしての機能を発揮するための自助努力をしており、役割を果たそうとする意識が高い結果と言える。

人員配置や予算措置については、第3章のセンター的機能の充実に向けての課題としても挙げられている事項であり、抜本的な解決方策を講ずる必要があると考える。

2. センター的機能にかかる全般的な取組について

第2章では、各盲学校におけるセンター的機能の全般的な実施状況が述べられたが、視覚障害以外の障害種への対応、小・中学校等の要請に応じた研修会の実施、担当教師への支援等、様々な形で積極的に支援を行っている状況が伺えた。

ここで考慮しなければならないことは、担当教師等への支援を含めて、視覚障害のある児童生徒等への対応と、発達障害等、他の障害のある児童生徒等への支援の在り方を区別して考えることが必要であるということである。

例えば、通常の学級に在籍している書字・読字障害などの学習障害のある児童生徒等への直接支援には、限界があることを視野に入れて考える必要があるということである。

どのようなことかと言え、単純計算では小・中学校を対象とした場合だけでも、1校の特別支援学校が受け持たなければならない小・中学校数は約33校にもなるからである。それらの小・中学校1校に少なく見積もって10人の支援の必要な発達障害のある児童生徒が在籍しているとすれば、1校の特別支援学校で330人もの児童生徒に対応しなければならないからである。

それとは反対に県下の小・中学校等に在籍している児童生徒等の人数は1万人に2,3人という程度であることから、たとえ遠隔地であったとしても、基本的には直接支援を行う必要があり、それを念頭に置いた支援体制を敷くべきであると考えている。

3. 弱視特別支援学級等への支援と視覚障害のある児童生徒数の把握について

第1章で述べたように、この度の実態調査の目的の一つは通常の学級及び弱視特別支援学級に在籍している視覚障害のある児童生徒等への支援の状況を把握することであった。ある程度は支援を行っている状況が伺えたが、実際の支援状況を考えた場合、先方（弱視特別支援学級の担当者、又は保護者）からの依頼があって実施している場合がほとんどではないかと推察される。

基本的にはそのような対応で差し支えないと考えるが、一步踏み込んで考えた場合、果たして依頼がなければ、課題を抱えていないと言えるかという疑問が残る。

当研究所における教育相談の状況を見ると、弱視に限らず特別支援学級担当者の問題意識の違いによって、適切な指導が行われているか否かが大きく異なっている。

各盲学校が管轄地域（県下）の視覚障害教育のセンターとしての機能を果たそうとするならば、まず、管轄地域（県下）の小・中学校等に在籍する視覚障害のある児童生徒数を把握すること、そして、それらの児童生徒等が適切な指導を受けているか、学校生活を送るにあたって支障となる事柄はないのか等について、その実態を把握しておくことが必要なのではないだろうか。

第3章で示したように、小・中学校段階の児童生徒への支援については全体の約60%が小学校の通常の学級に在籍している児童へのものであった。一方、小学校弱視特別支援学級については約52%、中学校弱視特別支援学級については約36%であった。この数字をどのように判断するかは議論の分かれるところかもしれないが、今後は、通常の学級、弱視特別支援学級の別に関わらず、より積極的に小・中学校等の視覚障害のある児童生徒等への支援を行っていくことを期待したい。

4. 地域支援に関わる各校の特徴的な取組について

各盲学校の地域支援に関わる特徴的な取組については、はっきりとした傾向が表れた結果となった。「巡回指導」と「他校と連携して相談活動」の2項目が、それぞれ78%、64%の割合で選択された。この結果から、各盲学校が積極的に巡回指導を中心とした相談活動を実施していることが分かる。視点を変えれば、他の取組はあまり実施されていない

とも言える。今後、センター的機能を十分に発揮していくためには「支援センターの設置」や「サテライト教室等の設置」についても充実させていくことが望まれる。特に、多くの盲学校が県下に1校しか設置されていない現状と、盲学校から遠隔地に点在している視覚障害のある児童生徒等への支援を充実させるためには、何らかの形のサテライト教室のようなリソースを活用することが必要ではないだろうか。このことについては、盲学校単独で実施するというよりは、行政側の積極的な対応が望まれるところである。

また、今後のインクルーシブ教育の進展と盲学校の果たすべき役割を考慮すると、現行の交流および共同学習を一步進めて、副籍や支援籍といった柔軟な学習環境を提供することが必要であると考えられる。

5. センター的機能の充実に向けての課題について

センター的機能の充実に向けての課題については、多くの盲学校で共通の課題が挙げられた。これらの課題は、各盲学校が創意工夫をこらすことで解決が可能な課題と、国や都道府県の教育行政レベルで対応を講ずることで解決が図られる課題とが混在している。

校内体制については、センター的機能や地域支援に関する全教職員の共通理解が不可欠であり、専任者や一部の教職員が直接的に関わっている状況であっても、全員が盲学校が果たすべき役割の一つとしてセンター的機能の発揮が含まれていることを再認識する必要があるかもしれない。

また、自校の創意工夫で解決することができる課題については、創意工夫を行いながら積極的に地域支援を行っている盲学校の実践を、他校が共有して実践に生かすことも有意義であると考えられる。

6. 小・中学校に在籍している視覚障害のある児童生徒への指導・支援について

第4章では小・中学校に在籍している視覚障害のある児童生徒への指導・支援の状況について、訪問調査により実態を明らかとした。これを見ると、実査の指導場面では様々な課題があることが、あらためて浮き彫りとなった。

一人一人の児童生徒の視覚障害の状態や特性が異なっていることや、教科の違いによって求められる指導の専門性も異なってくることから、一人一人に応じた支援内容を求められているということである。

これらのことを踏まえると、今後は、言わば「支援の質」や指導・支援による「成果」を適切に評価していくことが求められると考える。

今後、各盲学校が地域のセンターとしての存在価値を高めていくためには、これらのごとを踏まえた一層の充実を図っていくことが必要であるのではないだろうか。